

## 広川町要綱第31号

### 広川町空き家解体処理費補助金交付要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、町内の住環境の向上及び町民の安全安心の確保並びに災害の未然防止を図るため、町内の空き家の解体及び撤去に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、広川町補助金等交付規則（平成12年広川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住していない個人専用住宅をいう。
- (2) 解体撤去業者 広川町内の土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業の建設業許可を有する業者及び解体工事業登録者をいう。

#### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、町税及び使用料等を滞納していない者で、町内の空き家の所有者とする。ただし、空き家の所有者が死亡している場合は、法定相続人の代表者が申請できるものとする。

#### (補助対象空き家)

第4条 補助金交付の対象となる空き家は、補助申請時に現存する次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認める空き家はこの限りでない。

- (1) 個人の所有物件であり、借地に建設されている場合は土地所有者の同意を得ていること。
- (2) 公共補償費対象となっていない空き家とし、かつ、関連又は重複する補助がないこと。
- (3) アパート等事業の用に供したものでないこと。
- (4) 補助金申請時におおむね5年以上居住していないこと。
- (5) 建築後40年以上経過していること。
- (6) 近隣住宅や道路、水路等の公共施設に著しい悪影響を及ぼしているまたは、及ぼす恐れがあるもの。

#### (補助対象費用)

第5条 補助金交付の対象となるのは、広川町内の解体撤去業者に依頼する当該空き家の全ての解体及び撤去に係る費用とする。

#### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象費用とし、500,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、第3条に規定する補助金交付対象者1人につき1回を限度とする。

#### (補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に広川町空き家解体処理費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象空き家の位置図及び現況写真
- (2) 対象空き家の解体・撤去を依頼する町内業者からの事業費見積書
- (3) 対象空き家に係る固定資産税「土地・家屋課税台帳兼名寄せ帳」
- (4) 対象空き家の所有者と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の解体等にかかる同意書
- (5) 対象空き家におおむね5年以上居住していないという対象空き家の所在する地区の区長又は民生児童委員の証明

(6) 広川町の税金に係る納税証明書（未納が無い証明書）

(7) その他町長が必要と認めるもの

（補助金交付の決定）

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容の精査及び補助要件に適合しているかを審査し、広川町空き家解体処理費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、その結果を申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更）

第9条 前条の交付決定を受けた者で、補助事業の内容を変更又は中止しようとする者は、広川町空き家解体処理費補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受領し、その内容を承認したときは、広川町空き家解体処理費補助金変更（中止）承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、空き家の解体及び撤去が完了したときは、広川町空き家解体処理費補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類等を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 空き家の解体及び撤去に要した費用の領収書の写し

(2) 空き家の解体及び撤去後の写真

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の報告を受けた場合は関係書類を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、広川町空き家解体処理費補助金額の確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（補助金請求）

第12条 前条の通知を受けた申請者は、広川町空き家解体処理費補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助金返還等）

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずることができる。

（立入検査）

第14条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助金の交付を受けた者及び解体・撤去を請け負っていた業者に対して報告をさせ、又は職員が現地調査等の立入を行い、帳簿・書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に事情聴取をさせることができる。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。